

## 編集後記

所報 49 号をお届けします。

本号には、小島晴洋・所員（専修大学法学部教授）の「イタリアの税務番号（codice fiscale）」、大槻文俊・所員（専修大学法学部准教授）の「独占禁止法についての雑感」、前川亨・所員（専修大学法学部教）の「須恵村訪問記」の 3 本の論稿が寄せられました。

巻頭論文は、2012 年度 1 年間イタリアのミラノ・ピコッカ大学に在外研究に小島先生による在外研究報告です。本稿では、イタリア滞在に必要なビザ・滞在許可証の取得についてのほか、サービスの購入・予約・会員カードの取得など生活の様々な場面で要求される税務番号（codice fiscale）について、わが国で近時導入されたマイナンバー制との比較も交えて、紹介されており、大変興味深い内容となっております。

第 2 論文は、大槻先生が競争法を研究する中で感じられてきた 2 つの疑問について取り上げられています。一つは、アメリカ反トラスト法を範として作られたわが国の独占禁止法の運用が後退したといわれる昭和 27 年から 34 年の時期について、一般に評されているような否定的な見方が適切であるのかをめぐってです。もう一つは、入札談合の規制をめぐるとりわけ、わが国の公共工事の入札方式が工事の請負業者を選ぶ仕組みとして妥当なのかについての本論文の指摘には、大いに示唆を受けました。

第 3 論文は、熊本県球磨郡旧須恵村のフィールドワークをなされた前川先生にご寄稿いただきました。多くの図や写真を含んだ全 25 頁に及ぶ本格的な現地調査報告で、前川先生も現地に来るのでなければ分からないことが多いと本稿の中でおっしゃっているように、現地調査の重要性を改めて感じました。

最後に平成 25（2013）年度の本研究所活動報告を付しました。その中で特筆すべきは、おそらくこれまでで最多の数のワークショップ（研究会）が開催されたことです（法学ワークショップ 8 回、政治学ワークショップ 6 回、合宿研究会）。今後も、本研究所を通じた研究活動がますます活発になることを祈念します。

中川 敏宏（本研究所事務局長）